

電子記録移転有価証券表示権利等取引約款

第1条（趣旨）

この電子記録移転有価証券表示権利等取引約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまとS M B C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等の取引（以下「本取引」といいます。）および保護預り（以下「本サービス」といいます。）について権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、本約款に特段の定めがないものについては、当社の「約款・規定集」（お客さまの属性に応じて個人用または法人用のいずれかが適用されます。以下同じ。）掲載の証券取引約款その他の約款の定めによるものとします。

第2条（法令等の遵守）

お客さまおよび当社は、本サービスの取扱いにあたり、本約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会および一般社団法人日本S T O協会の定款・諸規則、利用する電子記録移転有価証券表示権利等の発行・流通・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）ならびに私設取引システムの運営会社が定める規則等を遵守するものといたします。

第3条（お客さま情報提供同意）

本サービスをご利用されるお客さまは、当社が、お客さまに代わり、お客さまの氏名または名称、住所または所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量、電子記録移転有価証券表示権利等の取引に係る情報、お客さまを識別するために付番したID等の情報（以下「お客さま情報」と総称します。）を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先または電子記録移転有価証券表示権利等に係る受益権原簿等（以下「原簿等」といいます。）の管理者（以下「原簿管理者等」といいます。）に対し、当該委託先が電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等を行うためまたは当該原簿管理者等が原簿等の管理業務等を行うために、通知することに同意されたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく手続を必要とする場合があります。

2 本サービスをご利用されるお客さまは、原簿管理者等がお客さままたはお客さまから委託を受けて原簿等記載事項を記載した書面等を受領する第三者から電子記録移転有価証券表示権利等に係る原簿等記載事項その他お客さま情報の開示請求を受けた場合において、次に掲げる事項の全てについて同意されたものとして取り扱います。

(1) 原簿管理者等が、お客さまの同一性を確認する目的で、当社が当該原簿管理者等に提供したお客さま情報と当該原簿管理者等において独自に取得したお客さま情報を突合すること

(2) かかる突合対象の情報が一致する場合には、原簿管理者等が、当該第三者に対し、お客さま情報を提供すること

3 本サービスをご利用されるお客さまは、お客さまの同一性を確認する目的で、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先または原簿管理者等から当社が提供を受けたお客さま情報およびお客さまの保有する電子記録移転有価証券表示権利等の配当金、利金、収益分配金および償還金等（以下「配当金等」といいます。）に係る情報（以下「配当金等情報」といいます。）と、当社が取得したお客さま情報および配当金等情報を突合することについて同意されたものとして取り扱います。

4 本サービスをご利用されるお客さまは、私設取引システムの運営会社が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システムの運営会社が必要と認めた場合に、私設取引システムの運営会社が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システムの運営会社がウェブサイト等で通知し、もしくは公表する個人情報の利用目的等の達成のため、または当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先への委託のため、当社が、お客さま情報を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先および私設取引システムの運営会社へ通知することに同意されたものとして取り扱います。

5 前項の規定にかかわらず、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、別途当社の指定する確認書等においてお客さま情報の当該委託先および私設取引システムの運営会社への通知に関してご同意いただく手続を必要とする場合があります。

第4条（電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用）

お客さまは、本取引を行うにあたっては、当社において「約款・規定集」掲載の証券取引約款その他の約款の規定に基づき口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。

2 前項の申込にあたり、お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届け出るものといたします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客さまの本人確認を行うものとします。

3 お客さまは、当社が認める方法および単位にて本取引を行うものとします。当社に本取引に関する注文を行った場合には、お客さまが当社にその取引の結果必要となる電子記

録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの指図等（譲渡に係る承諾の依頼を含みます。以下同じです。）を行うことを委託したものといたします。なお、当社は、電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。

4 当社において取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等は、当社が定めるところにより指定するものといたします。なお、当社は、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いについてお客さまからお問い合わせがあった場合には、お客さまにその取扱い可否を回答いたします。

第5条(投資確認書の徴求)

お客さまは、本取引の申込を行う際に、お客さまが本取引に用いられる技術等、そのリスク等その他の重要な事項の内容を十分理解し、お客さまご自身の判断と責任で本取引を行う旨を確認する「投資確認書」を、書面または電磁的方法により当社に差し入れるものとします。

2 前項の「投資確認書」を電磁的方法により差し入れる場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

- (1) 電気通信回線を通じて当社の使用する電子計算機から「投資確認書」の記載事項を送信し、お客さまの使用する電子計算機(パソコン等)に備えられたお客さまファイル(専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。)に記録し、お客さまの同意に関する事項を記録後、当社にご返信いただく方法
- (2) 当社ホームページに掲載された「投資確認書」の記載事項を、インターネットを通じて閲覧に供し、お客さまの同意に関する事項を記録する方法

第6条(受渡日等)

本取引に係る受渡日は、別途当社が定めるものとします。

2 当社は、受渡日に本取引の成立内容に則してプラットフォームにおけるお客さまの名義を更新するものといたします。

第7条(プラットフォーム)

当社において電子記録移転有価証券表示権利等の銘柄ごとの取引および管理に利用するプラットフォームの選択は、当社および当該銘柄の発行会社の定めるところによります。

第8条(電子記録移転有価証券表示権利等の保管)

当社は、電子記録移転有価証券表示権利等の保管にあたっては、当社が別途定める電子記録移転有価証券表示権利等(以下「保護預り電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。)を、以下の方法によりお預かりします。

(1) 当社は、保護預り電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）を、当社において責任を持って安全確実に管理いたします。ただし、当社の保護預り電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務の委託先会社に秘密鍵等の管理を委託する場合があります。秘密鍵等は、お客さまにて管理いただくことはできません。

(2) お客さまは、当社において保管するお客さま名義の保護預り電子記録移転有価証券表示権利等に対して、担保として質権等を設定することはできず、また当社は、質権等の設定の記録等の管理は行わないものといたします。

(3) 当社は、保護預り電子記録移転有価証券表示権利等に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。ただし、発行会社等から当該名義人に直接通知される場合、発行会社等から当社に以下の通知がなかった場合その他の当社から通知できないやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

① 発行会社等に関する電子記録移転有価証券表示権利等の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実

② 配当金等の通知

(4) 保護預り電子記録移転有価証券表示権利等の配当金等の支払いがあるときは、当社がプラットフォーム上の名義人に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(5) 配当金等についてお客さまが「約款・規定集」掲載の証券取引約款により「振込先指定書」などで別に受取方法を指定されている場合であっても保護預り電子記録移転有価証券表示権利等によってはご指定の受取方法の取扱いができず、ご指定の取扱いの対象外となる場合があります。

2 前項に定める保護預り電子記録移転有価証券表示権利等以外の電子記録移転有価証券表示権利等については、当社ではお預かりいたしません。その場合、お客さまにて管理いただく電子記録移転有価証券表示権利等の流出等の損害について、当社は、その責めを負いません。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、本約款の他の定めに関わらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等の取引に伴う移転および保管を行いません。

(1) 法令等で禁止される譲渡または質入れにかかるもの

(2) 配当金等の処理に伴う原簿確定のための発行者等が指定する移転または移管停止期間にあるもの

(3) 前各号のほか、当社が移転もしくは移管の取扱いまたは保管を行うことが適当でない判断したもの

第9条（特定口座への預け入れ）

お客さまは、お客さまが当社で特定口座を開設している場合であって、第1条に規定する電子記録移転有価証券表示権利等のうち当社が認める銘柄（以下「指定電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。

2. お客さまは、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の有償譲渡を行うことができません。

（1）当社への譲渡

（2）当社への売委託により行う譲渡

（3）当該指定電子記録移転有価証券表示権利等を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの

（4）租税特別措置法第37条の10第3項または同法第37条の11第4項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの

3. お客さまが前項の規定に違反して同項各号に掲げる方法以外の方法で有償譲渡を行った場合、お客さまは、当該譲渡に係る内容をただちに当社に通知するものとします。なお、当該譲渡が行われた指定電子記録移転有価証券表示権利等は、特定口座からお客さまの一般口座に払い出されるものとします。

4. その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の「特定口座約款」および「特定管理口座約款」により取り扱うものといたします。

第10条（他社からの移管に関する事項）

お客さまのご都合により他の証券会社等で管理されるお客さま名義の電子記録移転有価証券表示権利等について当社での保管へ変更を希望する場合、お客さまは、当該銘柄があらかじめ当社で移管の取扱いをしているかを当社に確認するものといたします。当社での移管の取扱いがない場合は、移管することができません。

2 当社での移管の取扱いが可能である場合、お客さまは、当社所定のお手続きを行うものとします。

3 前項のお手続きを行ったお客さまは、他の証券会社等と当社との間でお客さま名義の電子記録移転有価証券表示権利等を移管するに際して必要となるお客さま情報の通知または取得を行うことにご同意されたものとして取り扱います。

4 当社は、第8条第3項各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、本約款の他の定めに関わらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等について移管のお取扱いをいたしません。

第11条（他社への移管に関する事項）

お客さまのご都合により他の証券会社等へプラットフォーム上に記録されたお客さま名義の電子記録移転有価証券表示権利等の保管の変更を希望される場合、お客さまは、当該銘柄があらかじめ当社および移管希望先の証券会社等で移管の取扱いをしているか確認するものといたします。移管先の証券会社等において移管の取扱いがない場合は、移管することができません。

2 当社および他の証券会社での移管の取扱いが可能である場合、お客さまは当社所定のお手続きを行うものとします。

3 前項のお手続きを行ったお客さまは、他の証券会社等と当社との間でお客さま名義の電子記録移転有価証券表示権利等を移管するに際して必要となるお客さま情報の通知または取得を行うことにご同意されたものとして取り扱います。

4 当社は、第8条第3項各号のいずれかに該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、本約款の他の定めに関わらず、当該電子記録移転有価証券表示権利等について移管のお取扱いをしません。

第12条（免責事項）

当社は、本サービスに関して、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負わないものとします。

- (1) 第8条第1項第1号により当社もしくは委託先会社が管理する秘密鍵等が第三者に流出または不正に作成された場合において、当社の責めに帰すべき事由があるとき以外に生じた損害
- (2) プラットフォームに障害が発生し、または発行会社もしくは原簿管理者等に法令違反行為もしくは過失があった場合で、かつ、当社の責めに帰すべき事由があるとき以外に生じた損害
- (3) プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社の責めに帰すべき事由があるとき以外に生じた損害
- (4) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、または本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合
- (5) お客さまからの注文が、当社の責めに帰すべき事由によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合または誤った発注となった場合（金融商品取引所等における障害、当社に電子記録移転有価証券表示権利等の価格等の情報提供を行う者（以下「情報配信元」といいます。）における障害または回線障害によって当社が正常に価格情報等を取得できなかったことに伴い、お客さまからの条件付注文等が発注されなかった場合または誤った発注となった場合を含みま

す。)。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとしてします。

- (6) 本サービスの利用の受付に際し、入力されたお客さまのユーザーネームおよびパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引
- (7) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社の責めに帰すべき事由があるとき以外に生じた損害
- (8) 本サービスで提供する情報につき、金融商品取引所等が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する虞があると判断し、提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合
- (9) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭および電子記録移転有価証券表示権利等の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となった場合

第13条（システム障害時の注文）

お客さまから当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延または不能となった状態である、と当社が判断した場合（お客さまに帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、金融商品取引所や情報配信元等の障害または回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、または単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。

2 前項の過誤訂正処理を行う場合には、お客さまの当社メッセージボックスへまたはその他の方法で連絡します。お客さまは過誤訂正処理を希望される場合には、所定の期限までに必要事項を回答するものとし、所定期日までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとしてします。

3 前2項の規定は、逸失利益および機会損失には、適用しないものとしてします。

第14条（解約に関する確認事項）

「証券取引約款」等の規定による解約に際しては、お客さまは、第11条の規定に準じて、プラットフォーム上に記録されたお客さま名義の保護預り電子記録移転有価証券表示権利等を取扱いのある他の証券会社等に移管していただくか、またはお客さまから移管のお申出がない場合もしくは移管ができない場合には、お客さまのご指示により換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第15条（合意管轄）

本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条（約款の変更）

本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

第17条（差押え等）

当社は、お客さまに以下の事由が発生した場合、ただちに以下に定めるとおり、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、当社が別途、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡または配当金等の支払の停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客さまに通知するものとします。

- (1) お客さまの電子記録移転有価証券表示権利等につき裁判所から仮差押命令または差押命令の送達があった場合（この場合、当該差押送達等の対象である電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に沿った措置をとるものとします。）
- (2) お客さまが国税または地方税を滞納したことにより、国税徴収法または地方税法に基づく滞納処分として、お客さまの保有する電子記録移転有価証券表示権利等の差押えに係る債権差押通知書の送達があった場合（この場合、当該滞納処分としての差押送達の対象である電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に沿った措置をとるものとします。）
- (3) お客さまにつき裁判所または管財人から破産手続開始決定、会社更生手続開始決定または民事再生手続における管理命令の発令があった場合（この場合、お客さまが保有する全ての電子記録移転有価証券表示権利等に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。）
- (4) 前号の場合、管財人から、証券口座におけるお客さまの名義を変更するため、またはお客さまの電子記録移転有価証券表示権利等につき管財人が当社に開設する証券口座に移管するために、当社の指定する書類の提出があったときには、当社は、当該名義の変更または当該口座への移管を行うものとします。

第18条（私設取引システムでの取引および決済に係る事項）

当社が指定する電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いを行う私設取引システムでの取引および決済においては以下のとおり、取扱いすることといたします。

- （1）電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引の決済過程において、お客さまは電子記録移転有価証券表示権利等の処分権を売買取引の取次ぎを委託した取引参加者に委ねる一方、所有権は留保すること。
- （2）電子記録移転有価証券表示権利等の権利移転に係る原簿書換が、売買取引における譲渡人と譲受人双方もしくはいずれかの者の申し出によって成立する場合にあっては、お客さまは、電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引の取次ぎを委託する当社に対して、当該取引の対象である電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡または譲受に係る譲渡承諾依頼または譲受承諾依頼およびこれらに係る原簿の名義書換請求を、委託すること。
- （3）お客さまは、決済対象の電子記録移転有価証券表示権利等について本来受渡しを受けなければならない者から第三者への移転・記録が発生した場合であっても、当該第三者に悪意または重大な過失がある場合を除き、その移転・記録を取り消すことを求めないこと。

第19条（相続、遺贈または贈与等に関する事項）

電子記録移転有価証券表示権利等の相続、遺贈、贈与、または当社が認めたその他の事由による譲渡等（以下「贈与等」といいます。）により、電子記録移転有価証券表示権利等を取得したお客さま（以下「相続人等」と総称します。）は、当社に対して当該電子記録移転有価証券表示権利等の贈与等があった旨を届け出ることとします。

2 相続人等が、前項の届出を行った時点において、証券口座を開設していない場合または本約款に合意していない場合、速やかに開設し、また、本約款に合意するものとします。ただし、「証券取引約款」等の規定に従い、当社は相続人等による証券口座の開設および電子記録移転有価証券表示権利等の取引をお断りすることがあります。

3 本約款に合意した相続人等は、贈与等を受けた電子記録移転有価証券表示権利等の移管または移転のために必要な当社所定のお手続きを行うものとします。

4 前3項の定めにかかわらず、指定電子記録移転有価証券表示権利等の贈与等があった場合、相続または遺贈の場合は相続人等が、贈与または当社が認めたその他の事由による譲渡等の場合は当該譲渡等を行ったお客さまが、当社に対して、当該指定電子記録移転有価証券表示権利等の贈与等があった旨をただちに通知しなければならないものとします。また、当該指定電子記録移転有価証券表示権利等について特定口座へ預け入れを行う場合は、当社の「特定口座約款」および「特定管理口座約款」の定めに従って行うものとします。

(2025年7月2日改定)